

ライドシェアの導入に反対し、タクシーを初めとする安全・安心な
地域公共交通の施策推進を求める意見書

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、安全・安心でドア・ツー・ドアの便利な地域公共交通として、多様化する利用者のニーズに対応し、スマートフォン配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーの車両とドライバーの充実、妊婦応援・育児支援タクシーの対応、地方自治体等の要望による乗り合いタクシー等を積極的に行うなど、地域住民、交通弱者や訪日外国人の移動手段として重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目のもと、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。

ライドシェアは、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令の課題が多く、世界中でも禁止・規制の流れとなっている。

このように多くの問題点のあるライドシェアが認められれば、路線バスや鉄道を含めた地域交通の存続が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
2. 地域において大きな役割を担っているタクシーを初め、バスや鉄道を含めた地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月2日

富 士 市 議 会